

## 第35回世田谷区農業委員会総会

日：令和2年6月30日（火）

場所：区役所第二庁舎第4委員会室

## 第35回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和2年6月30日（火）午後3時から

開催場所：区役所第二庁舎第4委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、高橋敏昭、上野博、永井潔、田中光男、苅部嘉也、佐藤治雄、渡邊武彦、三田浩司、山崎義清、池亀宏、橋本隆男、高橋良治、森安一、佐藤満秀、山崎節彌、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：会長職務代理者 穴戸幸男、田中宏和

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 湯本由美、主事 岡田英朗、主事 関智秋

午後 2 時58分開会

事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、ただいまより第35回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきたいと思えます。

(資料確認、会長挨拶)

議事に入ります前に、今日は会長職務代理、田中宏和委員がお休みでございますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、菅沼つとむ委員、高橋敏昭委員、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は特例として、次第5の協議事項(3)東京都市計画生産緑地地区変更についてから協議に入ります。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 本日は関係人として、世田谷区で都市計画を担当している都市整備政策部都市計画課の職員に出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

清水都市計画課長です。

清水課長 清水でございます。よろしく願いいたします。

事務局 都市計画担当の柿澤係長です。

柿澤係長 柿澤でございます。よろしく願いいたします。

事務局 同じく、真田主任です。

真田主任 真田と申します。よろしく願いいたします。

事務局 本日は、協議事項(3)にございますお手元の資料No.7、東京都市計画生産緑地地区の変更についての件に関しまして、生産緑地の追加指定及び指定解除の件で農業委員の皆様へ協議をお願いいたしたく、都市計画課担当職員に出席いただきました。

都合により議事の順序を変更することをお許しいただき、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様の同意をお願いいたします。

高橋会長 今、事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員3名の出席と発言することに同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 ありがとうございます。

それでは、都市計画課長より、協議事項(3)東京都市計画生産緑地地区の変更についての説明をお願いいたします。

清水課長 出席と発言をご許可いただきありがとうございます。座ってお話しさせていただきます。

日頃より、世田谷区の都市づくり、まちづくりにご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。本日は、今年度の生産緑地地区の都市計画変更の内容についてご説明に上がりました。追加予定区域の現地調査につきましては、農業委員の皆様にご協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、資料No.7に基づきましてご説明させていただきます。お手元の資料の2ページをご覧ください。

1の種類及び面積でございます。区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして、498件から6件減少し、492件となります。総面積は、約84.89haから約1.058ha減少しまして、約83.83haとなります。

ページをおめくりいただきまして、6ページをご覧ください。今年度の変更箇所図でございます。 の記号が削除、 の記号が追加地区を表示しております。

それでは、変更の内容についてご説明いたします。3ページにお戻り下さい。生産緑地地区の面積は、都市計画上は10㎡単位で取り扱うため、面積の列の一番上の値に約と㎡を記載しておりますが、以下は約と㎡は省略してございます。第2の表は、削除のみを行う地区の位置や削除面積を記載しております。一番下に削除の合計面積を記載しております。箇所数は16件、合計面積は1万7500㎡でございます。削除理由といたしましては、昨年、令和元年度の1年間に、主たる従事者の方がお亡くなりになられたこと等による行為制限の解除がなされたものでございます。

次に、追加のみを行う地区につきましては、4ページの第3の表をご覧ください。追加件数は15件、合計面積は約6550㎡でございます。

(追加のみを行う地区の詳細について説明)

今回、追加する農地において、平成29年10月の条例改正に伴う、面積が300㎡から500㎡で新たに生産緑地となったケースは今年度はございませんでしたが、小規模でも身近な農地を保全するための一団性要件の運用緩和による追加が2件ございました。また、既存の生産緑地を一部削除したことによる道連れ解除となった生産緑地はございませんでした。

都市計画変更追加区域についてのご説明は以上になります。

最後に、資料の2ページにお戻りいただけますでしょうか。4の今後の予定でございます。令和2年7月27日に世田谷区都市計画審議会へ報告をした後、都市計画案の公告を予定してございます。その後、都市計画審議会への諮問を経て、11月中旬に都市計画の決定、告示を予定してございます。

生産緑地の指定に関する説明は以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件につきまして、ご意見並びにご質問がありましたらお願いいたします。

田中(光)委員 547番の写真に大木があるんですけども、これは、伐根する必要があるのであるのでしょうか。

柿澤係長 547番のこの生産緑地内の木については、落ち葉があるということで、堆肥とか肥料用に使うようなことは言っていたんですけども……。

田中(光)委員 このまま木はどかさなくても問題はないということですか。

柿澤係長 このままで問題ないと判断しています。

田中(光)委員 実際に私が調査に行ったのですけれども、問題ないんですね。

柿澤係長 本来であれば、生産緑地という趣旨からいうと、堆肥目的でないものについては除外していただければと思うのですけれども、堆肥目的ということであれば、基本的には算入しています。

田中(光)委員 このままで大丈夫ということですね。分かりました。

菅沼委員 今、国では相続税の方で、バブルのときのように、亡くなったときの一番の高値ではなくて、国の基準に応じて下げて払えるようにやっているんだけれども、それができると農地をそんなにたくさん売らなくても、少なくて済むと思うんだけれども、その辺の情報はつかんでいますか。

清水課長 申し訳ありません、ちょっとそこまでは。

菅沼委員 多分そうなると思いますので、一時、バブルのときに亡くなって農地をたくさん売らなくてはいけないということがあったんだけれども、基準に応じて2割下げたら2割下げて払うことができる。その辺もちょっと国の情報を取っておいて下さい。

清水課長 承知しました。ありがとうございます。

山崎(義)委員 このように生産緑地を例えば申請してから最終的に決まるまでというのは、大体2年ぐらいかかりますか。ちょっとスケジュールが分からないので。

清水課長 資料7の一番後ろのページをご覧くださいませでしょうか。例えば今回の場

合ですが、令和元年7月から11月までご相談を受けまして、申請期間が令和2年3月から4月となります。そこで申請されたものは、最終的に11月中旬に決定されますので、申請から8か月程度で指定に至ります。

高橋会長 ほかにございませんか。

それでは、ほかに意見がないようですので、本案のとおり進めることを承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでは、承認することといたします。

協議事項(3)について、都市計画課の皆さんは今後の手続を進めていただければと思います。

都市計画課の皆さんから、特定生産緑地の指定についてのお話があるようです。引き続きお願いいたします。

清水課長 現在、都市計画課では、昨年、特定生産緑地の申請を受け付けました生産緑地について、次回、7月27日の都市計画審議会において意見を聴取する準備を進めております。今回、申請のあった生産緑地の中に肥培管理が十分になされていないものが何件が含まれていたものについて、農業協同組合様のご協力もいただきながら肥培管理の向上に努めていらっしゃるかと伺っております。

私自身も都市計画審議会の前に現場を確認させていただきますが、農地等の肥培管理が行われていない生産緑地について、農地所有者の方から特定生産緑地への指定の移行が示されたものでも、都市計画決定権者の判断により、都市環境の形成を図る上で不適切であるということを理由に、特定生産緑地に指定しないこともあり得ると考えております。ただ、都市計画決定権者の最終判断に当たりましては、肥培管理の判断は農業委員会によるものとさせていただきたいと考えております。また、特定生産緑地の指定に当たっては、肥培管理が行われていない生産緑地を都市計画審議会にご報告することは望ましくないため、現段階ではそれらの生産緑地を除く考えであります。

今年度以降も、生産緑地の指定から間もなく30年を迎えるものについて、特定生産緑地の指定申請を受け付けてまいります。その中で、肥培管理がなされていない生産緑地におきましては、引き続き農業委員会の皆様でご指導いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

高橋会長 都市計画課の職員の皆様、ご苦労さまです。ありがとうございました。

柿澤係長 ご参考に、特定生産緑地のスケジュール表をおつけして、その裏面に生産緑地法の特定生産緑地制度に限った部分の抜粋をつけさせていただきました。特に、10条の2で特に関わる部分については、先程課長から説明があったとおり、特定生産緑地に指定する根拠となりますので、そちらをご参考にいただければと思います。

スケジュールにつきましては、課長から説明があった、今回第2回目を行っております。第2回目につきましても、12月まで受付はさせていただいているところですが、今後適宜、農業委員会様と情報共有をしながら、特定生産緑地の指定に向けて一緒にタイアップしていきたいと思っていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

〔都市計画課職員 退室〕

高橋会長 農業委員会の責任がちょっと重くなったような感じがいたします。皆様、よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、通常どおりの議事進行に戻ります。

次第4の議案の審議に入ります。

本日は、(1)の第1号議案がございます。農地法第3条に基づく許可申請についてを1件上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

農地法第3条は、農地の所有権等を取得する場合には、農業委員会の許可を受けなければならないとあります。つまり、農業委員会の皆様にご審議いただき、許可を得る必要があるということが第3条第1項の条文に定められてございます。また、農地法第3条第2項第5号において、権利取得後の譲受人の農地面積が世田谷区においては30aに達していなければ権利移動を許可することができないと定められておりますが、ただし、農地法施行令第2条第3項第3号に記載のとおり、権利移動する農地の位置、面積、形状等から、その譲受人が権利を有する農地と一体でないと引き続き耕作できない農地の権利移動であれば、例外として認められるケースに該当いたします。

それでは、本題に入らせていただきます。1枚目の資料No.1にお戻りいただければと思います。第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についてでございます。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

事務局からの説明は以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました田中光男委員、結果の報告をお願いいたします。

田中（光）委員 6月17日、事務局2名と調査をしてみいました。本件は、〇〇から〇〇さんへの農地の所有権を移すために申請があったものでございます。対象農地は、現在はブルーベリーを栽培しております。農地法第3条許可の審査項目について、調査表に基づきご報告いたします。項目に1つでも該当するものがあれば、不許可となります。

まず、第1号、権利取得者又はその世帯員が効率的に利用していない場合、第2号、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合、第3号、信託の引受けによる権利取得の場合、以上3点については該当いたしません。次に、第4号、常時従事要件、これは権利を取得する者又はその世帯員の従事日数が原則150日以上なければならないということですが、〇〇さんの従事日数は〇〇日でしたので、十分認められます。第5号については後程申し上げます。第6号、所有権以外の権限で耕作している者が転貸しようとする場合、また第7号、周辺地域の農地の利用に支障が生じると認められる場合、これら2点についても該当いたしません。最後に、第5号、権利取得後の農地面積が30aに達しない場合も「有」に該当するため、不許可となります。

今回の〇〇さんの申請によれば、権利取得後の農地面積が約〇aのため、下限面積を下回っております。ただし、調査表の第5号をご覧下さい。農地法施行令第2条第3項第3号として、先程条文で説明したとおり、その位置、面積、形状等から見て、これに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものに該当する場合には、例外的に許可相当となります。ですから、今回、30aに達していないんですが、一体として利用することが必要なため、この例外に該当すると判断いたしました。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

菅沼委員 〇〇が何でこんな半端な土地を持っていたのか。

真鍋委員 畦畔か赤道か何か教えてくれればいいです。

事務局 時折、〇〇だったり〇〇が持っている畦畔とかの底地があっていたりするんです。おそらくその一つだと思われます。

菅沼委員 そうだね。半端な土地なんですね。

事務局 そうですね。もともと畦畔ではなかったかと思われます。

高橋会長 ほかにございますか。



では、ほかにないようですので、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 全員賛成のようですので、許可することといたします。

それでは続きまして、第2号議案農地法に基づく転用届出等についてですが、第2号議案はございません。

(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが10件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが3件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。10件ございますので、順に審議いたします。それでは、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました池亀委員、調査結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 令和2年6月17日に事務局2人と現地に参りました。この土地はかなり大きい土地なんですけれども、今の時期、キャベツがきれいに植わってしまして、一部のところでトウモロコシが多少あって、ほとんどキャベツという。この方はキャベツの市場出荷がほとんどで、春も秋もここの畑はキャベツの市場出しでございます。雑草もほとんどなく、手入れも非常によく行き届いておりまして、〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんと3人でおやりになっております。いつも農地パトロール等でも行くんですけども、非常によく、きれいに整備された畑だと思います。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見ありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目です。

(農業委員会の委員の自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項のため、一名退席)

事務局 それでは、お手元の資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

それでは、この件について調査されました渡邊武彦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 6月19日に事務局2名と伺いまして、〇〇さんに現地でお会いいたしまして調査してきました。調査地は、〇〇さんの自宅からは車で数分程離れた〇〇というところで、近隣には〇〇がございます。農業経営につきましては、〇〇さん、〇〇さん、〇〇の〇〇さんの3名で行っておられます。農作業は〇〇の〇〇さんが今現在メインに行われているということで、販売の作業を〇〇さんが主に行っているということでした。伺った当日は夏野菜のほとんどの種類が栽培されていまして、トマト、キュウリがハウスで、その他ナス、オクラ、トウモロコシ、シシトウ、ピーマン、エダマメ、ネギ、この時期には珍しいですけどもキャベツ、ダイコンなんかも栽培されていました。野菜以外にもミカン、キンカン、クリがそれぞれ数本ずつ植えられているような状況です。作物につきましては、〇〇の自宅の敷地内の販売所で売っておられるということでした。肥培管理につきましては、当日は草もほとんどなくて、大変良好な状況でした。1点、駐車場のスペースが設置されているんですけども、相続以来一度も税務署からの指摘等は受けておりませんということでした。

事務局 ありがとうございます。この件についてご意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

事務局 意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

事務局 ありがとうございます。全員賛成ということで、証明書を発行することといたします。

【退席委員 着席】

高橋会長 次に、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 この件については、調査された田中宏和委員が欠席でございますので、事務局から調査結果の報告を代読していただきます。

事務局 本日欠席されています田中宏和委員から調査結果をいただいておりますので、事務局から代読させていただきます。

6月18日、事務局2人とご本人、〇〇さん立会いの下、お伺いしてきました。こちらの畑は竹林で、〇〇さん一人で作業を行っています。販売についてはタケノコを掘り起こして3月から4月末に自宅で販売しています。また、笹等を植木屋さんに販売しており、七夕の時期になると、保育園や幼稚園からも依頼があるとのこと。肥培管理は概ね良好でした。

以上で代読を終わります。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですか。では、ご意見はないようですので採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 では、調査されました三田委員、結果の報告をお願いいたします。

三田委員 6月18日、事務局2名と現地に行きまわりました。当日の立会いは、被相続人の〇〇である相続人の〇〇さんと、〇〇の〇〇さんが立ち会われました。営農は主に〇〇さんと、〇〇さんはどちらかというと草むしり専門という感じでして、〇〇さん、そしてその〇〇の〇〇さんが中心となっているということです。〇〇さん自身はちょっと、

今体調がよくないということですが、〇〇さんは毎日作業をされていると。土日は〇〇さんたちも手伝うとおっしゃっていました。相続人の方と同居人の方たちが一緒に農業経営を行っているという状況にあります。

実際に、農産物の生産状況ですけれども、畑全体で奥の約2割ほどが梅畑で、これは収穫が終わっていたと。残りは野菜畑になっておりまして、大体、長方形に区画を分けていて、それぞれローテーションを組みながらいろいろな作物を作っていく形になっています。現在は、ナス、トマト、ジャガイモ、キュウリ等、主に夏野菜を中心に栽培を行っている形で野菜が植えられていました。若干空いているところについては違う種類の野菜を、これは〇〇たちが比較的、新しいものにチャレンジするのが好きなようなので、ちょっと珍しいイタリアの野菜とかを作られているということでした。珍しいのは、大麦をその一区画に作って、出しているということです。販売は、直売所が畑の入り口に設けてありまして、ここでの直売と、それからお客様に対して、主にジャガイモですけれども、これを毎年計画的に卸していると。そういう2つのやり方でやっているということでした。肥培管理については、非常に良好と思いました。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 では、調査されました渡邊委員、結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 6月19日に事務局2名と伺いまして、相続人の〇〇さんにお会いしまして、調査してまいりました。農地は、自宅の敷地に隣接した、この地番でいきますと〇〇の農地と、自宅から数分の〇〇の農地の2か所に大きく分けられます。〇〇の区画は、通路等で4区画に分かれているんですけれども、大きく見れば1つの畑ということです。農業経

営は〇〇さん、〇〇さんの2名で行っておられます。〇〇の地番の畑ではトマト、ナス、キュウリが当日は栽培されていまして、それ以外にブドウのハウス、これは年数を経ているのでブドウ狩り等はまだ行わないということでした。それ以外にミカンが、苗木がまだ小さいんですけども、これも20本程度。あと、ナツミカンがそのほかに植えられています。〇〇の方は、有名なぶどう園になります。

販売につきましては、自宅側の農地の方の道路っばたに販売所がありまして、野菜が販売されていました。肥培管理ですけれども、ミカンの苗木がまだ小さいということで、下草がちょっと、その部分等で目立っていましたけれども、近々に刈り込まれるということでした。その他、特に問題はございません。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、6件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 田中宏和委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、本日欠席されています田中宏和委員から調査結果をいただいておりますので、事務局から代読させていただきます。

6月18日、事務局2人とご本人、〇〇さん立会いの下、お伺いしてきました。こちらの畑では、大半がクリで、あとはミカン等植木でした。作業はご本人一人で行っており、忙しい時期は家族の方がお手伝いをするそうです。販売先は農協に紹介してもらったお店や一般の方に販売しているとのこと。肥培管理は、定期的に草刈りをされており、良好でした。

以上で代読を終わります。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、7件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 では、調査されました永井潔委員、結果の報告をお願いいたします。

永井委員 6月16日、事務局2名と現地調査を行ってまいりました。立会いは相続人です。〇〇さん本人の立会いでございます。そして、このうち、畑が結構、あちこちにいっぱいあるものですから、この畑につきましては、カボチャとエダマメ、この2点だけでやっておられました。販売先ですが、ファーマーズマーケット、あと自分のうちの無人販売機で販売しているということでございます。あと、作業をやられるということですが、本人、奥様、それと長男の方が、ちょっと今勤めておられるんですが、お休みのときには手伝っていただけるとのことです。畑の管理状況ですが、非常に本人も一生懸命、ブドウなんかもやっている都合がありまして、ちょっと手の回り切らないときもあるようですが、当日見させていただいたところは非常にきれいになっておりました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

高橋(良)委員 〇〇㎡ということですが、何かほかにも畑があるということだったんですけれども、何でこれ単独でそういう形に出ているのか、よく分からないんですけれども。

永井委員 (質問に対し回答)

高橋(良)委員 これだけ生産緑地になっているんですか。

永井委員 いや、道路を挟んですぐに自分の家の畑がいっぱいあるんです。

高橋(良)委員 そことまとめてとかそういうことではなくて、これ単独でなっていますよね。

永井委員 この区画は小さいですけれども、周りは全部自分の家の畑なんです。

高橋（良）委員 では、ほかにもまた出てくるということですか。

永井委員 多分出てくるはずですよ。

高橋会長 では、ほかにはないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、8件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

高橋会長 それでは、調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤（治）委員 6月16日に事務局2名と現地調査をしてみました。〇〇さん本人に立ち会っていただきまして、いろいろお話を伺ってまいりました。農業の方は〇〇さんがほとんど1人でやっているということでございますけれども、土曜、日曜には〇〇さんが手伝ってくれることもあるというお話でした。今、いろいろなものが作ってありまして、インゲン、エダマメ、キュウリ、ナス、トマト等々が作ってありました。大変よくできていたと思います。できたものは100%ファーマーズへ持って行って売っているということでございます。そういう状況でございますので、畑もきれいに管理されていたと思います。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

9件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 9をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を

行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 それでは、調査されました池亀委員、調査結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 令和2年6月17日に事務局2名とともに現地へ参りました。立会いは相続人の〇〇さんでございまして、作物は夏野菜が一通り、トマト、キュウリ、ナス、カボチャ、サトイモ等が植わっておりました。肥培管理の状況ですけれども、アルキのところには除草シートが敷いてあるんですけれども、そこからはみ出たところは結構草がございまして、ちょっと多過ぎるということで注意させていただきました。作った作物は畑の入り口で直売形式で売っておるとのことです。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

10件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 10をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長 では、調査されました高橋敏昭委員、結果の報告をお願いいたします。

高橋(敏)委員 6月17日に事務局2名と行ってきました。〇〇さんと奥さんに立ち会っていただきました。畑には、ジャガイモ、キュウリ、サツマイモ、インゲン、トウモロコシ、トマト、ピーマン、サトイモ、ナス、ピワ、ミカン、ユズ、ギンナン等がありました。主に、本人と奥さんと娘さんがやっているそうです。販売は、ファーマーズと自宅で売っているそうです。肥培管理は良好です。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。



(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。3件ございます。順に審議いたします。

それでは、1件目から、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました永井潔委員、結果の報告をお願いいたします。

永井委員 6月16日、事務局2名と一緒に現地調査をやってまいりました。本人も亡くなるまで、結構元気よく農作業をやっておられました。ただ、やはり〇歳という非常に高齢だったために、相続人であります〇〇さんが早目に会社を辞めまして、自分の家の農作業をやっておられたということでございます。そして、やはり被相続人からいろいろなことを聞きながらやったんですが、亡くなって、一昨年まで世田谷区の農業塾の塾生として一生懸命やっておられました。そして、小作関係の有無につきましては一切ございません。申請に関わる紛争の有無でございますが、これについても、区画整理をされた中にございまして、境界もしっかりしていますし、そして周りに結構家も建っていますので、全く問題なしということでございます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目、3件目ですが、買取申出事由の生じた者が同一人の案件ですので、同時に進行します。事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました三田委員、結果の報告をお願いいたします。

三田委員 亡くなられた方が主たる従事者ということですがけれども、最初の資料No.3 - 2の方が野菜畑です。それから、3 - 3の方が畑及び植木畑になっているところですがけれども、どちらも〇〇さんが中心となって耕作をされていたそうです。ただ、ちょっと体調が悪くなってから、若干、手をかけることができなくなって、去年か一昨年か農地パトロールで行ったときに少し、ツククサが生えちゃってみたいところがあって、それを取り除いてもらっていたりとか、そういうことをやったことがあります。その意味でも、〇〇さんが中心となってやっていらっしゃったということだと思えます。小作関係については、この両方の土地についてはありません。そして、この土地に関する紛争というものもないということです。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、ないようですので採決させていただきます。

では、まず資料No.3 - 2から、証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

それでは次に、資料No.3 - 3について挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

す。

では、引き続き、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についてを審議します。

この件については、先月の総会で事前に資料配付がありまして、今回も資料4としてお配りしておりますが、各自検討して頂くことになっておりました。

皆様にご審議頂く1点目は、別段の面積を定める設定区域を世田谷区全域としてよいかということ、2点目は、現在30aと設定されている下限面積を修正する必要があるかどうかについて決定し、事務局がこの審議結果の公表を行っております。座席順に、高橋敏昭委員から時計回りに各委員のご意見をいただきまして、最終的に挙手によって決めたいと思います。

本日欠席の穴戸会長職務代理と田中宏和委員からは、ともに区内全域30aの現状維持でよいと思う旨の意見をいただいておりますが、採決は出席の委員の採決で決定いたしますことを申し加えておきます。

それでは、高橋委員からよろしくお願いします。

高橋（敏）委員 世田谷区全域で20a未満でいいと思います。去年のデータを見ると一番多いので、20a未満でいいと思います。

上野委員 まず、適用は平等で、どここの地域別の差をつけず、全域の統一面積を適用すべきだと思います。次は面積ですけれども、こうやって見ると、やはり相続が進んでいるのか、確かに、今高橋委員からもありましたけれども、多数からいうともう20a以下の方が結構多いので、やはり平等という観点からすると20aというのもありじゃないかとは思いますが。

永井委員 私は、やはり30aを確保した方がよろしいのではないかと考えております。何でかと申しますと、農家、生産緑地としまして一生懸命やって頂くには、ある程度の面積がないと力も入らないし、それと同時に機械力その他についても導入できないと思うんです。そういうことから、私は30a、現状のままでいければと考えております。区域も全部現状で。

田中（光）委員 私も現状のままでいいと思います。区域も現状で。

荻部委員 私も現状維持の、世田谷区全域の30aでお願いします。

佐藤（治）委員 私も同じで、区域は全部で、あと30aで、そういう事案が出たら適宜いろいろ話し合っただけでいいかと思っております。

渡邊委員 毎年同じような意見になっちゃうんですけれども、区域につきましては、最近の自然的、経済的な条件が大きく変わった訳ではございませんから、世田谷区全域でよろしいと思います。

下限面積ですけれども、平成22年、27年の農林業のセンサスのデータによる試算で30 a未滿が40%を下らない条件に合致しているということですが、先程もちょっと意見がありましたけれども、平成30年、31年の農家基本調査のデータから、20 a未滿が40%を下らない条件に合致し、現状では基準を20 aとすることが妥当ではないかと考えられます。しかし、そもそも最初のベースが平成22年の農林業センサスのデータから30 aというのがスタートしておりますし、今年当初に5年ぶりにこの農業センサスのデータが提出されていると思うんです、私も調査委員をやったので。ですから、むしろこちらの農業センサスのデータがまとまった段階で、来年度以降に検討すべきではないかと思います。今回は30 aでよろしいかと思います。

三田委員 私は、やはり世田谷区全域でということ。私は、農家の実際の多い割合から言って、データとしては20 aという形が出ていますので、基準を引き下げて20 aにするのがよろしいかと思います。というのは、先程審議をやったように、実際に30という数字自体が独り歩きをすると、これが農地自体を放棄することのモチベーションになりかねない部分がありますので、20 aという数値をきちんと出さなければいけないと考えますと、20 aに変更することがよろしいかと思います。

山崎（義）委員 私は現状のままでいいと思っています。世田谷区全域30 a、そのままでもいいと思っています。区域も全域です。

池亀委員 私は、世田谷区で分ける必要はないと考えますので、世田谷区の全域ということで。それと、今ご意見をお伺いすると20 aか30 aかということですがけれども、農林業センサスのデータが5年刻みで出てくるのかな。ということは、2020年、今年の新たなデータが、まだこちらの表には載っていないですけれども、来年には恐らく出ていますでしょうから、そちらのデータと見比べて、もう一度考えて、今のところは現状維持で、30 aでいいと思います。

橋本委員 私も現状維持で、30 aでいいと思います。それと、世田谷区全域でいいと思います。

高橋（良）委員 私も、区域については世田谷区全域、それから面積については、本当は農家基本調査の方が現状に近いとは思うんですけれども、今はまだ現状の30 aというこ

とにしておいて、もうしばらくして全体的にもっと面積が減ってきた時点で20aにしたらいいんじゃないかと。ですから、今は現状で30aということで。

森委員 私も現状維持で、世田谷区全域で30aをお願いします。

佐藤（満）委員 私は、区域については現状の世田谷区全域、そして、面積についても30aということでよろしいと思います。今、とりわけ何か問題になっているということも、各地でそういうお話が出ているということも、私はよく存じ上げませんけれども、そういうことがないとすれば、今後の情勢によってはそういう検討の必要性はあるでしょうが、現在のところは様子見というか、今のままでいってよろしいんじゃないかと思います。

山崎（節）委員 地域につきましては、世田谷区全域ということで。面積につきましては、30aでもいいのではないかと。見直しするのであれば、この2月にセンサスがありましたので、秋には結果が出るとお思いますので、それによって考えたらいいのではないかと。

岡本委員 私も、現状維持で、区域については世田谷区全域で。下限面積については、30aの設定そのものが2020年度の農林業センサスのデータを基に設定されたということなので、また新たに基になるデータが直近で示された段階で決めていかれた方がいいかとお思います。30aをお願いします。

真鍋委員 世田谷区全域で、今回はまだ30aでいいと思います。

菅沼委員 地域は世田谷区全体、面積はやはり少しでも農家が、土地が増えるということをお希望して20a。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見いただきましたが、最終的には、皆様の挙手の結果で決めたいとお思います。

まず、区域は世田谷区全域のままでよいと思う方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは、世田谷区全域のままいたします。

2件目、下限面積の審議をいたします。現行の30aのままでよいと思う方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 20aに変更の方がよいと思う方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

高橋会長 その他の面積がよいと思う方はいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

高橋会長 ありがとうございます。ほとんどの方が30aのままでよいということなので、現行の30aのままいたします。

高橋(敏)委員 30aじゃないと何かまずいことがあるんですか。

高橋会長 ないと思います。ただ、20aにした方が土地が動く可能性は高いですね。事務局は、この結果の公表等の手続を行って下さい。

では、世田谷区全域と、30aということに決定いたします。

以上で、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

令和2年8月の総会日程(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5、令和2年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

今回の総会開催日時につきましては、7月28日(火)午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第5委員会室で開催されることが決定しております。

8月の総会につきましては、改選後の新しい農業委員による総会になりますが、開催日時につきましては、8月31日(月)午後3時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎5階会議室の予定となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

高橋会長 ご質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 よろしいですね。何人かの方は替わる可能性が当然ありますけれども、8月31日ということで、開催案どおりに決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6-1をご覧ください。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ご質問ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、この件は終了といたします。

次に、(4)農地利用状況調査の農家への周知についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、資料No.8、農地利用状況調査の農家への周知についてをご覧ください。こちらの案内につきましては、7月に発行されるせたがや営農だよりに掲載する内容の案でございます。主に、農地パトロールの日程について協議をさせていただければというところが本題でございます。掲載する文章につきましては、毎年ほぼ同様の内容になりますが、まず平成21年の農地法の改正により、農地を所有している方は農地を適正に管理しなければならない責務が規定されたということ。それにより、農業委員会が実施する農地パトロールが法制化されたということ。また、適正に農地が管理されていない場合は、農地法第30条に基づいて必要な指導を実施するということ。その指導による改善が見られない場合は、相続税等納税猶予適用農地においては税務署に通知され、その結果として、期限が確定されることがあるという内容にさせていただいております。

この掲載文の中の農地パトロールの日程についてご協議いただければと思いますが、世田谷区農業委員会におきましては、9月1日(火)から10月20日(火)までを農地パトロールの期間とし、農地の利用状況について調査しますという文章を掲載したいと思っております。

今回の掲載文の内容を確認頂くとともに、農地パトロールの期間についてご確認いただきたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、農地パトロールのご案内につきましては、8月総会の中で、新委員を迎えることもございまして、詳しくご説明をさせていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

真鍋委員 これは、今までもこのような「改善が見られない場合、納税猶予適用農地については税務署に通知し、その結果として、相続税納税猶予の期限が確定されることがあります」という文章だったんですか。

事務局 同じ文章を掲載しております。

真鍋委員 この中で、確かに納税猶予制度のルール上、猶予されているだけなので、期

限が確定されるという言い方が正しいんでしょうけれども、これは日本語として、要は納税猶予をされているから相続税を宅地並みにばんと払わなくて済んだけれども、あくまでそれは納税猶予を受けているだけであって、もし確定された場合は、そのときに遡って取られるとか延滞税がつくとか、いろいろなことを指している言葉ですよ。それが、期限が確定されるという言葉でみんな理解できるんですか。

事務局 そういった制度のご案内に関しましては、税務署もそうですけれども、委員のおっしゃったとおり、期限が確定される、イコール遡りということで広く周知はしておりますので、そういう形で理解していただいていると認識しております。

真鍋委員 この農業委員会でいろいろあったじゃないですか。相続税納税猶予を受けて農地パトロールに行き、お話ししてもなかなかなんていうのが、大体皆さんそれぞれ懸案を持っておられて、都市計画課が今日来られましたけれども、大体、都市計画の決定をしたときから固定資産税の減免等を受けている訳だから、ではこの辺の問題からと、いろいろな議論があったでしょう。農業委員がパトロールに行きいろいろお話ししたときに、相手も素直に聞いてもらって、農協にも指導を受けて、ある程度行ったら解決されるというのが大事だと思うんです。ところが、それがこの人は分かっているのかなというまま何年も来ちゃったなんていうのもあるじゃないですか。その部分でもう一步踏み込むのかどうなのかというのは、問題提起としておきます。今日、ここで結論は出ないと思いますので。

高橋会長 今までの経緯から言うと、ほとんど分かっておられるんです。分かっておられるんですけれども、やらないという人が多いです。

真鍋委員 分かりますし、世田谷区が税務当局ではないので。でも、あなたはこれを受けているんだから、これ以上聞いてもらわなかったら、我々にはそういう権限はないけれども税務署に話しますよというのは、これは大変な話なんです。その大変な話を大変とちゃんと受け止めているのか。今、会長は分かっているとされたけれども。

高橋会長 大変と受け止めるように話をしていますので、部分的ですけれども、大体分かってはもらえるのですが、その後の措置がなかなかやってもらえない。

真鍋委員 くどくなつてすみません。せっかく生産緑地にしてこうやって都市計画でやっているのに、万が一、税務署から来て遡ってという前例なり、1つの例が出たら、これは大変なことになりますよ。でも、その可能性はあると思うんです、本当に。ですから、それぐらい思ってもらわないと、生産緑地制度自体が駄目になってしまうし、例の貸借円



滑化法の中で、円滑化制度の中で農業委員会でもいろいろあったじゃないですか。これがどんどん進んで行ったら、結果的には相続税納税猶予がなくなってしまうんじゃないかと、いろいろな形の疑問や心配をしている部分の中の一つだから、あえて問題提起をしたと思います。

上野委員 私も私見を1つ入れていいでしょうか。真鍋委員と同じく、この表現ですけれども、僕が期限の確定という言葉ですぐ連想するのは、保証人を連想します。よく、何々さん、保証人になってくれと。その保証人という言葉が、その人間が、僕がもしも破産したら君にこれ全部払ってもらおうということだと言ったら、多分、私はそんなの嫌だよと。でも、保証人という言葉自体が結構曖昧なので、よく保証人になって後悔した人の話を聞いていると、後になって、えっ、こんなことなのという話をよく聞くんです。それを考えた場合、この「期限の確定」という言葉の私が受ける印象は、「保証人になってくれよ」という言葉とよく似ているなというイメージを持っています。だから、事の重大さをもし伝えるんだったら、やはりもう少し具体的に表記した方がいいんじゃないかとは思いますが。これはあくまでも個人の意見です。

高橋会長 それについて、事務局の方でありますか。

事務局 あくまで、税務署の制度に基づいた表現と捉えているところなので、何分、それについてより具体的な表現が、税務署の方からそういった文章というか、そういった通達とか解説とかがあれば、それを参考に考えていきたいと思っています。ただ、何分、税務署の言葉なので、これを変えることは我々の権限としてはできませんので、その辺はご了解いただきたいと思っています。

岡本委員 今、上野委員もおっしゃられたように、お役所言葉ではなくて、平易な言葉を、例えば欄外というか米印か何かで、言葉の解説ではないですけれども、これはこういう遡っての請求になりますよとか、そういったことになり得ますよとか、そこら辺が想像できるようなものが書かれていると、その方にとって重要性がより分かるのかなと思われれます。税務署の言葉は変えなくていいんですけれども、解説用語を区として、税務署に聞いて平易な言葉、ちょっとかみ砕くというんですか、読み砕くというか、そういったことができたならありがたいと、今伺いながら感じました。

事務局 今委員のおっしゃったとおり、そういった関係書類、パンフレット、その辺ももう1回こちらの方でも確認しつつ、そういった具体の注記をできるのであれば検討したいと思っています。

高橋会長 ということでございます。できるだけ分かりやすくなるようにしていきたいと言っておりますので、よろしく願いいたします。

池亀委員 確認でお聞きしたいんですけども、この文面で、農地法第30条に基づいて必要な指導を実施、改善が見られない場合は納税猶予適用農地については税務署に通知しとなっていますけれども、農地パトロールで、今言ったように草ぼうぼうで肥培管理等ができていないといったときに、その農地パトロールによって税務署に通知するんですか。

高橋会長 順序がありますよね。

事務局 今おっしゃったとおりです。

池亀委員 通常は、3年ごとの継続何がしのときに調査に行って、肥培管理等々は問題ないよということを農業委員会にかけて、オーケーを挙手でもらって、駄目なものに関しては駄目と、そこで税務署云々の流れができるのであって、この農地パトロール自体で税務署に通知するんですか。

事務局 基本的には、今まで委員の皆様にご協力していただいているように、いきなりこういう手続を踏む意図はございません。ただ、条文上にこのように書いてあるので、このように確定されることがありますという表現をさせていただいていますが、まずは段階を踏みながら、先程の案件にもありましたが、農協、委員とも協力しながら、そうした肥培管理に関しては引き続き指導して頂くと。そういった順序を踏まえて取り組んでいく所存でございます。

池亀委員 農地パトロールによって通知云々ということはないということですね。

事務局 そうです。

池亀委員 何か、文章的にそのように取れるんだけれども……。

菅沼委員 それはできることはできるのだけれども、農地を残すために何回も農協が行ってお願いして、きれいにしてもらおうという。ばさっとやったら農地がなくなってしまう。

高橋会長 そのとおりですけども、今までは、私の経験だと、皆さんが農地パトロールしていただいた結果を踏まえて注意喚起をしますよね。注意喚起で聞かない場合はちょっと私も出て行って同じ注意喚起をしますよね。それを何か月か、しばらく見ていてということになっていて……。

池亀委員 ただ、現実問題として、通知したことは今まであるんですか。

高橋会長 ないです。その前にきれいにさせていただきますから。

菅沼委員 今日、特定生産農地の説明もありましたが、そういう危なそうなやつは出さ

ない、きれいにして出す、そういうことですよね。

高橋会長 そうです。

高橋(良)委員 これに書いてあるものというのは、途中の段階をすっ飛ばして、最終的なところだけぼんぼんと書いているから分かりにくいと思うんです。例えば、最終的には税務署に通知するとか、それから、期限が確定され、場合によっては追徴課税を受けることがありますとか、もうちょっと分かりやすい表現がいいのかなと。そうでないと、農地パトロールへの風当たりが強くなってくるような気がするんです。今までの農地パトロールのやり方とかがいろいろあって、最初、事務局から何かやって、農業委員会名で文書で通知して、最終的にこういう形になると思うんですけれども、それを飛ばして一番最後の形しか出ていないから誤解を招くような表現になっているんじゃないかと思うので、その辺をもうちょっと分かりやすく、相手に伝わるように書いてもらった方が、農業委員も風当たりが余り強くなっても嫌だし、今後、替わっちゃうんですけれども、そういうのはちょっと避けたいという気もしないでもないです。

高橋会長 そうだと思うんですが、審議事項なのでこのような形になっていますけれども。

事務局 表現については、こちらでももう1回、工夫してまいりたいと思います。

高橋会長 では、ほかにないようですので、この件は終了いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。(1)から(5)について報告願います。

事務局 それでは、(1)から(6)について事務局から報告させていただきます。

まず、(1)の農業委員会委員評価委員会及び委員任命の同意についてです。資料No.9をご覧ください。6月3日の世田谷区農業委員会委員被推薦者等評価委員会において新委員の候補者を決定し、6月19日の区議会第2回定例会において、候補者全員の任命の同意が得られましたことをご報告いたします。任期は令和2年7月30日から令和5年7月29日までとなります。8月7日に特別総会を開催し、農業委員辞令交付等を行う予定であります。

なお、本資料につきましては、任期前の個人情報を含むものでございますので、本日、事務局の方で回収させていただきたいと思っております。

続きまして、資料No.10、ふれあい農園「ブルーベリーつみとり」、「えだまめの収穫」、「トウモロコシのもぎとり」の開催についてのご案内でございます。共に、7月1日発行の「区のおしらせ せたがや」、区のホームページに掲載の予定でございます。以下、記載

のとおりになります。

続きまして、資料No.11「新型コロナウイルスの感染拡大への対応に関する緊急要望」の提出報告でございます。4月に農業委員の皆様にはファクスでお伺いいたしました新型コロナウイルスの感染拡大に伴う農業者への影響と都への要望ですが、このアンケートを基に、2枚目、こちらは要望書を農業会議が作成しまして、5月29日に東京都農林水産部に提出した旨の報告が上がってきております。内容をご確認いただければと思います。

続きまして、資料No.12、農家における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応でございます。実は、さっきも新型コロナの緊急アンケートで、池亀委員からも上げていただいたものですが、農業従事者に対するの予防対策、感染者発生時の農林水産省からのガイドラインでございます。そういった場合、農作物はどうするのかといったところが問題になるかと思うんですけれども、そのガイドラインの裏面に、一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄等の対応を取る必要はありませんとございますので、ここが大事な部分になるかと思われまます。

万が一、新型コロナウイルス感染の発生があった場合には、このガイドラインを参考にいただければと考えております。

続きまして、資料No.13、都内産農畜産物等の放射性物質検査結果の報告でございます。次第には都内農産物等とありますが、都内産農畜産物等に訂正させて下さい。今回は、令和2年5月21日付から6月25日付の検査結果の報告でございます。世田谷区においては、5月28日付の検査結果がございまして、全ての日付で他区市町村を含めまして、全て未検出となっております。参考程度にとどめていただければと思います。

事務局からの報告事項は以上になります。

高橋会長 それでは、以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。全般的な事項でご意見がありましたらご発言をお願いします。

佐藤（治）委員 今日はちょっと遅れまして申し訳ありませんでした。冒頭の話をお聞き逃したんですけれども、特定生産緑地を申し込んだら、そこが適当な土地ではないから次回へ送るとかという話をされておりましたよね。そういう話は、うちの支部長なんかにもお話ししてよろしいですか。

高橋会長 話していただいても構いません。

佐藤（治）委員 農業委員として出ているといろいろな質問されるので、最初、よくは分からなかったんですけども、そのような話でしたよね。

高橋会長　そうです。

佐藤（治）委員　それで、必要なくなっちゃったんだけど、2回目が今年の10月...

...

事務局　2回目が今年の12月で、来年が最後ですが、来年も12月です。

佐藤（治）委員　ですから、なるべく早く申し込んだ方がいいということだよな。

事務局　そうですね、早く申し込んでいただいた方が。

佐藤（治）委員　それはお話ししても構わないということでしょう。

事務局　そうです。

高橋（良）委員　先程の資料No.12の中で「一般的な衛生管理が実施されていれば」という、この一般的な衛生管理というのはどの程度を言うのか、ちょっと教えてもらいたい。作物に対しての一般的な衛生管理ということですか。

事務局　こうだと言い切れないんですけども、これを読む限りは、表に予防対策の徹底とかがあるんですけども、そういったことができていれば一般的な衛生管理が実施されていると判断してよしいのではないかと思います。

高橋（良）委員　予防対策なんて、実際に今やっている最中で、普通のとおり大体やっているんですけども、手を洗うとかは小まめにやってはいるんですけども、それが一般的な衛生管理に当たるのかどうかというのが、よく分からないので。

事務局　ちょっと、自分がこう言っているかどうかはあれですけども.....。

高橋（良）委員　例えば、作物を触るのに手を洗って、あとは普通にやっているんです。別に手袋をしてやる訳でもないし、手袋をしたって触ればついちゃうし、何かやりようがないんですよ。

事務局　そういった意味でも、ふだんどおりの日常的な.....。

高橋（良）委員　ですから、今、ほとんど前と変わらないやり方でやっているんですけども。

事務局　それをもって一般的と言っていると思うんですが。

山崎（義）委員　僕は問題がないと思うんです。私たちみたいにブドウをやっていると、ふれあい農園、ブドウのもぎとりをやるじゃないですか。そのために、先日課長にお世話になったんですが、ブドウ研究会としては、入り口にアルコールを置く、マスクを全員する、お客さんも会計も受付もという形で何個か約束事を決めておいてというようなことです。それから、人数制限はやりますけれども、一般の農家でコロナ対策は非常に難しいと

思います。

高橋（良）委員 一般的な販売の形態ではそんなにはないですよ。

山崎（義）委員 ないと思います。できないんじゃないか。

高橋（良）委員 私もさっき相談したんですけれども、リンゴをこれからやっていくのに、どのようにやっていこうかと、いろいろ悩んでいる最中です。

高橋会長 庭先販売の場合は、何か書いたものが配られましたよね。

高橋（良）委員 そういうものも含めて、消毒も含めてとか、そういうのもあると思うので。

山崎（義）委員 何時からスタートというと、250人ぐらいが並んじゃうんですよ。そういうのに対する対策はやはり考えなければいけなかったというだけで、それ以外だったら、手の打ちようがないじゃないかと思います。

岡本委員 恐らく今、ご覧になっているところの 1、2、3で、人が頻繁に触るところを消毒しておきましょうということが、ドアノブだとか、スイッチ、生産施設、出荷施設、そういうところのアルコール消毒で、今おっしゃった作物のもぎとりのときに、例えば来るお客さんには、1回触ったらそれを取ってね、これがいいかな、あれがいいかなと触って歩かないでねということだと思います。今、基本的にスーパーでも、触って見て戻さないで下さいと書いてあるので、基本はもぎとりの何々の日のときに、注意看板ではないですけれども、感染を防ぐために、見て、これだと思ったらそれを取って下さいと書いておかれるのが一番。ほかの方々が来ていて、あの人いろいろなものを触っていて嫌ねと言われる方も必ずいるので、注意を書いて、あと、手指のアルコール消毒を置いておけばそれが安全なのかと思いますけれども。

高橋会長 やたらお店で触って回るのは日本だけみたいですね。ほかの国はそんなことはしないみたいですから。

事務局 この手の通知は随時来ますので、その都度皆様にお知らせするのは物理的に不可能なので、何か新しい情報があるかと言っていただければ、その時点での情報をお伝えすることはできるかと思います。

菅沼委員 役所だから、コロナ対策しなくてはいけないから何か出さなくてはいけないというのは分かるけれども。

高橋会長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

高橋会長 それでは、農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。  
本日は穴戸会長職務代理が欠席ですので、事務局長に閉会のご挨拶をお願いいたします。

(事務局長より挨拶)

午後 4 時58分閉会